

「ロッカー型クラウドサービスと 著作権」について

2014年7月23日

「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」
提出資料

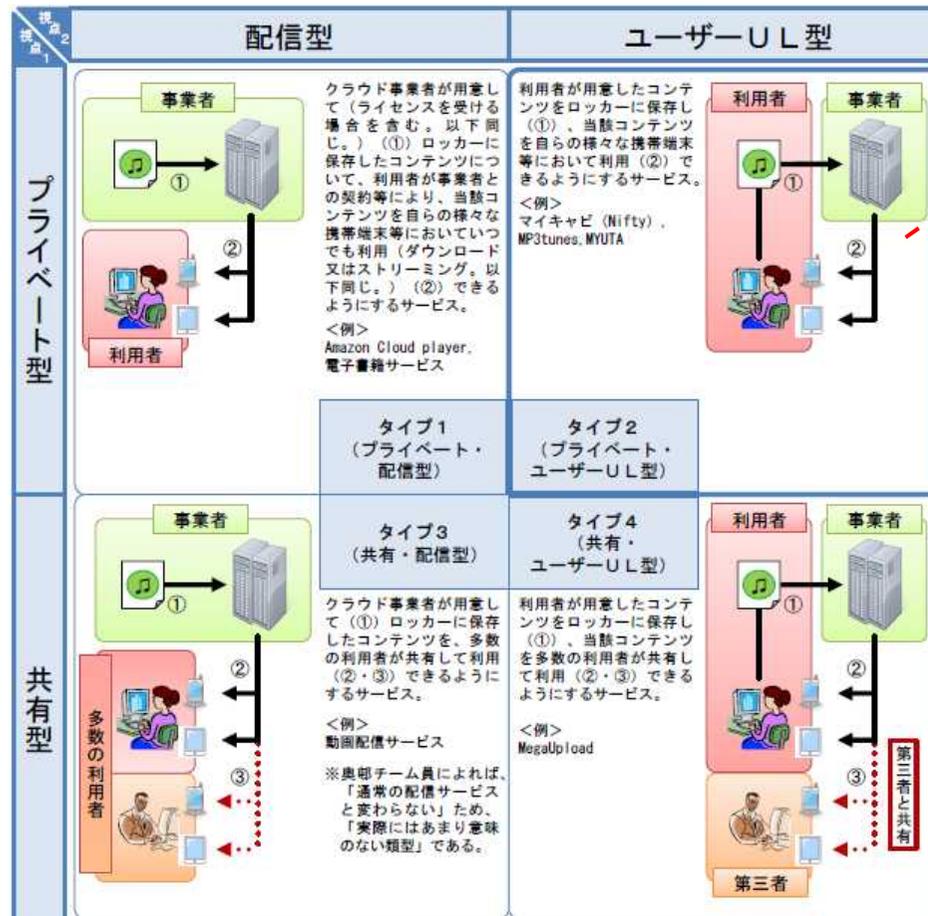
一般社団法人日本レコード協会
理事・事務局長
畑 陽一郎

1. 総 論

- 先進的技術を用いたロッカー型クラウドサービスは、利用者が高度な利便性を享受し得るサービスとして、当協会としても今後の発展を期待し、サービス事業者と権利者が協力してビジネスを推進すべきと考える。
- ビジネスの成功においては、ステイクホルダーである「サービス事業者」、「利用者」および「クリエイター(権利者)」の三者がWIN-WINとなる仕組みの構築が不可欠と考える。
- 音楽系クラウドサービスについては既に多くのサービスが契約で実現できており、一部関係者が求める法制度(権利制限規定等)の見直しによって無許諾・無償の利用が拡大するとすれば、権利者のビジネスを著しく阻害することは明らかである。
- ロッカー型クラウドサービスの成功は、サービス事業者が権利者との良好な契約関係を構築することによってもたらされ、ビジネスとしての取組みを促進することによって、初めて「適法」かつ「安心」な環境を利用者に提供できるのではないか。

2. ロッカー型クラウドサービスの分類

- 当小委員会では、昨年度の検討において、ロッカー型クラウドサービスの類型を下記のとおり整理した。



【タイプ2ロッカーの小分類】

- 汎用ロッカー型**
何でもサーバに保管
(例: Dropbox、Skydriveなど)
- コンテンツロッカー型**
特定種類のファイルのみ保管
(例: Amazon Cloud など)
- 変換機能付加型**
ファイル形式変換機能を提供
(例: MYUTAなど)
- スキャン&マッチ型**
配信事業者が用意するコンテンツにマッチしないファイルを保管
(例: iTunesMatchなど)

※文化庁資料より転載

3. 配信型(タイプ1、3)について

【サービスの現状】

- まさに「コンテンツ配信サービス」そのものの類型であり、数多くのサービスがサービス事業者と権利者との契約で実現できている。
- コンテンツ配信サービスは、ユーザーの多様なニーズに対応すべく今後ますます拡大することが見込まれ、当協会の会員レコード会社も積極的に参画していく考え。

【課題と対応】

- 現状制度上の課題はなく、当小委員会における検討の必要はない。

4. プライベート/ユーザーUL型(タイプ2)について

【サービスの現状】

- 「b. コンテンツロッカー型」および「d. スキャン&マッチ型」については、既にサービス事業者と権利者との契約で実現された事例がある。
- 例えば、本年5月2日、関係権利者との契約が整ったことにより、Apple社が「iTunes Match」を日本で導入している(次ページ概要を参照)。

【課題と対応】

- ◆ サービス事業者が権利者との良好な契約関係を構築し、ビジネスとしての取組みを促進すれば、利用者が安心して適法に先進的サービスを利用できる環境が整うのではないか。
 - ✓ 個々の利用者が権利者と契約を結ぶのは現実的でない
 - ✓ 複製等の「場」を運用・管理するのはサービス事業者
 - ✓ 利用実態を把握し得るのはサービス事業者
 - ✓ 利用者の侵害リスクを解消できる立場にあるのはサービス事業者



- ◆ 法制度(権利制限規定等)の見直しではなく、契約の促進方策により対応すべき

iCloud

Apple社の提供する
クラウドサービス総称

個人デバイスのiTunes ライブラリ



契約で実現できたiTunes
Matchのサービス概要

(日本レコード協会作成資料)

個人のiTunesで保有している楽曲を「スキャン」し、iTunes Storeの
データベースと照合「マッチ」(※Apple IDでのログインが必須)

既導入サービス

iTunes購入楽曲



非購入楽曲(リッピング等)
(最大25,000曲)

iTunes Match
(別途課金)

iTunesで販売している楽曲

マッチ

iTunesで販売されているファイル
を利用可能に
(AAC 256Kbps)

iTunesで販売していない楽曲

アンマッチ

ファイルごとクラウドへアッ
プロードされ、利用可能に
(最大AAC 256Kbps)

個人が保有するデバイス(10台まで)でDLまたはストリーミング再生



5. 共有/ユーザーUL型(タイプ4)について

【サービスの現状】

- 「プライベート/ユーザーUL型」の延長として、UL者本人以外の利用者とコンテンツを共有できる機能が付加された類型
- 当該類型は、サービス事業者と権利者との契約がない場合には、まさに無許諾ULの代表的類型として権利者が違法対策(削除要請等)の対象としている。
- 一部のサービスについては、関係権利者との契約により導入されている事例がある。

【課題と対応】

- 現行法上、契約がなければ明らかな権利侵害(複製権および送信可能化権)の類型であり、侵害の責任はUL者のみならず、プロ責法上の要件を満たせばサービス事業者も責任を負うところとなる。
- 当該類型については、共有者の範囲に制限がある場合、権利侵害の実態を外部から把握することすら困難な場合があり、事後的削除要請は十分に機能しないことが想定される。
- 権利侵害対策の時間・労力・費用の負担は一方的に被害者である権利者が負担しており、サービス事業者も未然の防止措置などの対策を講じるべき。



- ◆ 上記のような実態から、法制度(権利制限規定等)の見直しは不適切。
- ◆ サービスの導入は、サービス事業者が権利者との良好な契約関係を構築し、利用者が侵害リスクを負うことのない環境を整えて実施されるべき。